

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和8年度第1回松阪市男女共同参画審議会
2. 開 催 日 時	令和8年6月9日（火） 午後1時30分～午後3時20分
3. 開 催 場 所	松阪市殿町1315番地3 松阪市教育委員会事務局 2階教育委員会室
4. 出席者氏名	【委員】 久保会長、松本副会長、伊藤委員、市野委員、柴田委員、 鈴木委員、仲田委員、日口委員、前川委員、前田委員、溝口委員 【事務局】 環境生活部長（下倉） 人権・多様性社会課課長（大川） 人権・多様性社会課主幹（政木） 人権・多様性社会課（堀口） 人権・多様性社会課会計年度任用職員（長岡）
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	な し
7. 担 当	松阪市環境生活部 人権・多様性社会課 政木 電 話：0598-53-4339 FAX：0598-26-9113 e-mail：jinkyo.div@city.matsusaka.mie.jp

議事

1. 松阪市男女共同参画プランの策定について（最終案）
2. 審議会等への女性委員の登用状況について
3. 令和7年度事業報告及び令和8年度事業計画について
4. その他

議事録

別紙のとおり

令和8年度 第1回松阪市男女共同参画審議会議事録

・日 時:令和8年6月9日(火)13:30~15:20

・場 所:松阪市教育委員会事務局 2階教育委員会室

・出席者:○委 員 久保会長、松本副会長、伊藤委員、市野委員、柴田委員、
鈴木委員、仲田委員、日口委員、前川委員、前田委員、溝口委員
【欠席:植村委員、西浦委員、山端委員】

○事務局 環境生活部 下倉部長、人権・多様性社会課 大川課長
人権・多様性社会課 政木、堀口、長岡

○傍聴者 なし

事務局:本日はご多用の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから、令和8年度第1回松阪市男女共同参画審議会を始めさせていただきます。

なお、西浦委員、山端委員、植村委員につきましては、ご欠席の連絡をいただいております。

また、審議会委員の異動がございましたので、ご報告させていただきます。

一般社団法人松阪青年会議所から選出いただいている委員ですが、令和8年度1月1日から、中川委員から山端委員へ変更のご連絡をいただいております。

また、松阪公共職業安定所から選出いただいている委員ですが、令和8年4月1日から、石橋委員から伊藤委員へ変更のご連絡をいただいております。

さらに、三重県農村女性アドバイザーから選出いただいている委員につきましても、令和8年4月1日から、土井委員から仲田委員へ変更のご連絡をいただいております。

委嘱期間につきましては、現在委嘱をさせていただいております委員と同様、令和9年9月1日までとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、議事に入りますので進行役を務めさせていただきます、人権・多様性社会課の政木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、松阪市男女共同参画審議会では、審議会規則第3条に基づき、男女共同参画基本計画及び男女共同参画の施策についてご審議いただいております。本日は、昨年度に諮問し、継続協議となっております議事が1件、定例案件が2件ございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

本日は、11名の委員にお集まりいただいております。規則第5条、半数以上のご出席をいただいております。審議会の開催が成立していることをご報告させていただきます。

また、この会議は原則公開となっております。本日、傍聴のお申し出はございませんでした。

会議に入ります前に、資料のご確認をお願いいたします。

本日、机の上にご準備させていただいております分としましては、事項書、資料1-2 松阪市男

女共同参画プランに関する追加修正、資料1－3 事前質問・回答一覧、資料2 審議会等への女性委員の登用状況、資料3 令和7年度事業報告、資料4 令和8年度事業計画、委員名簿。また、開催通知とともに、事前に送付させていただきます資料としまして、松阪市男女共同参画プラン最終案と、松阪市男女共同参画プラン協議結果、松阪市特定事業主行動計画、松阪市市民意識調査でございます。お揃いでしょうか。資料をお持ちでない方お見えになりましたら、お申し出ください。

それでは、事項書に従いまして進めさせていただきます。

初めに、環境生活部長、下倉からご挨拶申し上げます。

部長：皆様、改めましてこんにちは。環境生活部長の下倉でございます。

本日は、令和8年度第1回松阪市男女共同参画審議会の開催にあたり、委員の皆様には、ご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、平素は、男女共同参画行政の推進に関し、ご尽力を賜り感謝申し上げます。

本日の審議会では、議会等への女性委員の登用状況の報告や、令和7年度事業報告、それから令和8年度事業計画の他、次期、松阪市男女共同参画プラン策定に向けまして、ご審議をお願いするものでございます。日頃からそれぞれの分野でご活躍されております委員の皆様方から、忌憚のないご意見をいただくことは大変意義深いことであると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

事務局：それではここで、以降の議事運営につきましては、審議会規則第5条第1項に基づき、久保会長にお願いいたします。

会長：久保でございます。皆様よろしくお願いいたします。

本日は本当にご多忙中の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

事前にこの資料等も見ていただいていると思いますので皆様ご協力、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは審議会規則によりまして、議長を務めさせていただきます。

議事の(1)松阪市男女共同参画プランの策定について(最終案)、事務局の方からご説明よろしくお願いいたします。

事務局：それでは事務局より説明させていただきます。

人権・多様性社会課で課長をさせていただいております大川と申します。よろしくお願いいたします。初めて委員になられた方もおみえになりますし、前回の審議会の方から半年以上経っているということもありますので、今回のプランのことについてご説明をさせていただければと思います。

松阪市の男女共同参画プランにつきましては、平成11年に男女共同参画基本法が施行され、その後、旧松阪市におきまして平成14年に松阪市男女共同参画プランを策定しました。その後、いくつかの改定を経まして、現在令和3年3月に策定した男女共同参画プランを運用しているところですが、こちらのプランにつきまして、令和3年度から7年度までの5年間という形になっていることから、今回プランの改定を進めさせていただいているところなんです。

プランの改定につきましては、松阪市の男女共同参画をすすめる条例第9条第3項及び、第

12 条第 2 項に基づき審議会に諮問させていただくということで、昨年 8 月 29 日に諮問をさせていただき、ご審議をいただいているという次第です。

現プランは令和 7 年度までということで、本来 3 月までにプランを改定させていただこうと思っておりましたが、政府の流れとかもありまして、遅れております。実は、国の男女共同参画基本計画は例年 5 年間に 1 回、12 月頃に閣議決定をされるものですが、総理大臣が変わったことなどもあり 3 月にずれたということがあって、プランの内容もいろいろ議論をさせていただきたいことがありましたので、その様子も見させていただき関係もあって、今になったという次第です。よろしくお願いいたします。

この 5 年間の間で大きく変わったことといいますと、事前にお送りさせていただいているプランの 86 ページになります。

困難な問題を抱える女性の支援に関する法律が新しくできました。このあたりについて、大きく変わってきており、プランの 36 ページに様々な困難を抱える女性の支援について入れさせていただくということで、前回の審議会でも説明をさせていただいたところです。

あと、37 ページに多文化共生社会の実現、性の多様性に関する施策を明記させていただきました。

また、SDGsの話も出てきておりますので、5 ページに記載をさせていただいて、さらに、58 ページ以降のところに男女共同参画基本法、DV防止法、女性活躍推進法、困難女性支援法などを記載させていただきました。

以上が、前回までの審議会でご説明させていただいていることです。

昨年 11 月に第 2 回の審議会をさせていただいた後、いろいろご意見いただいたことについて確認をさせていただきました。

男女共同参画審議会の後に、市職員の登用の関係で修正がありましたので、お伝えをさせていただければと思います。送らせていただいた特定事業主行動計画、こちらは女性活躍推進法という法律に基づきまして、各事業団体が作成をしなければならないという決まりになってます。作成については、市町村の男女共同参画を担当する部署ではなく、雇用をする担当部署が作るというものになっております。市職員の女性管理職の登用率につきまして、令和 12 年目標値を 38%と定められたので、これに合わせて男女共同参画プランについても同様の数値を掲載するという形にさせていただきました。前回と数値が違っているのはこのためです。

また、前回の審議会でも、DV被害の関係について公的機関等に相談した市民の割合やそのあたりの質問をいただきました。前回状況がうまく説明できず申し訳なかったんですが、一昨年に行った市民意識調査の項目の中に、男女共同参画のプランの関係についても入れて調査をしていたということもあります。また前回の審議会から変わっておられる委員もお見えになりますので、松阪市市民意識調査を同封させていただいたというところでございます。

市民の割合が意識調査だけではわからないこともあります。数字が出てきたこの要因は何かというような質問を何回かいただいているんですが、あくまでこのアンケート結果につきましては、アンケート用紙を見たアンケートをする方が、その言葉の意味をそういうふうに捉えた結果の回答、という次第でございます。

このような結果を基に、男女共同参画プランの原案を作成させていただいたというところでござ

います。

そのあと、協議経過の2ページですが、男女共同参画プランについて、松阪市環境福祉委員会（市議会）に、意見の方を求めさせていただきました。

市民意識調査の、男女がともにワークライフバランスを実現するために必要なこと、というところで、保育サービスなどの子育て支援の充実や、育児・介護休業の取得を促すための法制度の強化、企業経営者に対する意識啓発等の回答が高くなっているがそのあたり施策として対策がとれているか、ということの意見をいただきました。

その関係でご審議をいただければと思うんですが、松阪市こども計画に基づく仕事と育児が両立しやすい環境、市内事業所への啓発活動などを施策に入れさせていただいていますので、各課と協議した結果、修正はなしでいきたいというふうに考えているというところです。

なお、法制度の強化に関しましては、業務の範ちゅうを超えている関係もありますので、職員課等含めて法令遵守、企業に対しては法令の内容について啓発を進めていきたいというふうに考えているというところでございます。

また、プランの12ページの第3章、施策の大綱のところですが、表が3ページに渡っており非常に見にくいという連絡をいただきました。左から2番目、目標の次を書いてある基本施策を横に書いてあったのを縦にすることによりまして、2ページで収めて見やすい形にさせていただくと伝えさせていただきました。

また、プランに審議会委員の名簿をつけさせていただいているんですが、諮問から答申までの期間の名簿という形でつけさせていただければと思っております。

そのほかは、先ほどお伝えさせていただきましたように、内閣の第6次男女共同参画基本計画の閣議決定というのが行われました。政府の方で男女共同参画基本計画が決定されたんですが、ニュース等でも流れておったのでご存じの方もみえるかもしれませんが、旧姓使用に関するさらなる拡大や周知について追加で記載されたというところで収まりました。地方自治体が取り組む施策として大きく変わったというところではなかったもので、原案については修正を行わず進めたいというふうに考えております。

また、4月に1ヶ月かけまして松阪市ホームページ、チラシ掲示等により、パブリックコメントを実施させていただきました。意見募集は、対象者を松阪市在住、もしくは通勤通学される方としたため、意見なしという形で対応させていただいておりますが、匿名でLGBTQプラスの施策に対する反対する意見、市行政が取り組むべきではないというような意見が、1件メールで届いているという次第です。

また、資料1-2をご覧くださいと思います。各課の方に確認をさせていただいて、4月の影響や変わっているということも含めて、修正を入れさせていただきたいと思います。お送りさせていただいた時点ではまだ反映してないんですが、この部分についての修正を考えているというところです。

環境計画の関係で、まつさか E-co-to ネットワークを活用した取り組みということについて、基本計画の関係で出てきますのでこちらの方を入れさせていただきたいと思います。

あと、松阪市の4月の機構改革に基づきまして、高齢者支援課と健康福祉総務課が統合し健康福祉総務課という課になったという経過があります。その関係もありまして、一部施策につい

て、変えさせていただくということで、入れさせていただいております。健康福祉総務課の部分につきましては、その流れで、1 ページ 2 ページのところで入れさせていただいているというところでございます。

次に、障がい福祉課の部分ですが、1 ページ目のこのころの健康支援(P33)の③のところですが、マーベルという施設について、松阪市障がい者基幹相談支援センターという名前にセンターの名称が変わりましたので、マーベルの説明の文章が変わっておる次第です。

また、松阪市の福祉まるごと相談室、コミュニティセンターとか名前がいろいろ変わっている、地区市民センター等も名前変わっているということがありますので、各公民館における、としていている部分につきましては、各公民館等、という形に変えさせていただきたいと思います。

また、誤字脱字のことについても、いくつか指摘を受けております。お送りさせていただいた以降に出てきていますので、こちらの方についても修正をさせていただきたいと思っております。

次に、資料 1-3 についてご説明をさせていただきます。開催通知を送らせていただいた後に、いくつか質問をいただきましたので、回答させていただきます。

1 ページ、農業の関係で、実際には日常業務が多忙で研修や地域参加に参加が難しい、参加しやすい仕組みづくりの案は、との質問をいただきました。こちらについては、農水振興課の方から、三重県とも共有しながら、開催時期等を含め負担が少なくなるように見直しをお願いしたいと考えております、という回答をいただいております。

2 ページ、次についても農業関係の問題で、女性の労働関連についての把握、施策への反映は、との質問です。こちらの方についても、農水振興課の方より、資料のとおり女性の農業参画を促すよう努めているという回答をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

3 ページ、ファミリーサポートセンターについての質問をいただいております。プランの 27 ページの利用者の支援補助金の支給はどのくらいなのか、あと、こちらのファミリーサポートサポートの利用料金が 700 円なのについて、この時給の値上げについてはないのか、という質問です。こちらの質問につきましては、ファミリーサポートセンターは、こども家庭センターが中心に事業、委託も含めて展開させていただいてるところです。また、補助金についてはこども未来課が交付しているという状態です。こちらのことについて、令和 7 年度の利用実績を含め書かせていただいております。報酬の値上げの方については、今の子育て世帯の負担が増えるということもありますので、慎重に検討していくということになっております。このファミリーサポートセンターというのはどういうものかについて、資料の最後のページにファミリーサポートセンター利用支援補助金のご案内をつけさせていただいております。ファミリーサポートセンターの補助を受ける方については限られていますが、対象者の方に半分の費用補助をさせていただいてるということでございます。

あと、男女共同参画プランからは離れるんですが、質問いただきましたので、併せてご回答の方させていただきます。

4 ページ、松阪市市民意識調査の問 42、女性が職業を持つことについての質問がございました。10 代は消極的で働き続けない人が多いが、40 代は働き続ける人が多いという質問をいただいております。

今回のアンケートにつきましては、松阪市内の無作為に選出した 3,000 人の方にアンケート用

紙を送らせていただいて、1,379 人の方に回答いただいたということです。標本の数の計算からいきますと、1,379 人、松阪市民の中から無作為に選んでおりますと、それなりに誤差がない評価にはなってくるということになるんですが、年代別の評価ということになっていきますと、10 代の方 60 何人というそれぐらいの人数の回答で、こういう調査結果ということになってしまいますので、そうすると、大きな誤差が出ているので、この数字をそのまま評価するっていうことは難しいかなというふうには考えているというところでございます。

また、10 代の方についてはわからないという回答も多かったのも、まだ考えがまとまってないので、働き続けるかどうかというのは、今のところ判断が難しいのかなというふうに考えております。

また、問 43 の、女性が働き続けるために必要と思うことについて、質問内容にサポート体制の充実、両立の支援とは、といただきました。その質問の意図について質問いただいたんだと思うのですが、こちらの方につきましては、アンケート用紙に書いてある内容について、アンケートに回答いただく方がどう判断されるかということについてはそれぞれ違ってくるというのもありますので、サポート体制、今ある体制の中で、そのまま引き継いでやるべきか、新しくもっと増やしていくかということについて、判断ができない、という回答になってきます。またその中でも、ワークライフバランスの啓発、推進を進めていくこと、ようはサポート体制の支援ということは、そういうことなのかなというふうに考えているところでございます。

その他の項目についても、質問の方いただいておりますので、回答させていただければと思います。

5 ページ、駅や催し物会場で女性用のトイレの行列があります男性の方がスムーズに流れていきますが、という質問ですが、松阪駅の駅西トイレに関しては環境課が、その土地、トイレを管理させていただいて、またその他にも中町の公衆トイレを環境課が管理していますが、催し物会場でないところでは、そういう質問の問い合わせは、松阪市ではいただけないことが多いようです。トイレの担当については施設によって担当課が異なりますので一概に言えないんですが、多目的トイレの設置など皆さんが使いやすい設置に努めていくというところで進めているというところでございます。

あと、子どもの人権についてという質問で、京都の義父による小学生の男子の事件のことだと思うのですが、男女に関係なく子どもがこころも体も安全安心に暮らしていくためにどうすればいいか、ということをご質問いただいております。この審議会については、男女共同参画の方もご審議をいただいているんですが、子どもの人権に関しましては松阪市人権施策基本方針、松阪市こども計画、松阪市人権保育基本方針、松阪市教育ビジョン、いろんな子どもの関係の取組もさせていただいていると思います。松阪こども家庭センターにおいても松阪市児童支援連絡協議会、M キャップと言いますが、そちらを設置させていただいて、中央児童相談所や、松阪市住民自治協議会、松阪市民生委員児童委員の協議会ははじめまして、各方面の方と連携、委員に入らせていただいて、ネットワーク強化に努めているというところで、子どものことにつきましては、本審議会以外の部分でいろいろ審議していただいておりますとご回答させていただきたいと思います。

質問いただいた内容と、今の男女共同参画プランの考え方について、ご説明させていただきま

した。ご審議いただければと思います。よろしくお願いします。

会長：ありがとうございました。

男女共同参画プラン最終案につきまして事務局からご説明をいただきました。

質問に関しましてですね、事前に質問をいただいて、ご回答もそのように今説明をいただいているところでございますけれども、何か他に、この件につきましてでもよろしいので、ご意見よろしく願います。いかがでしょうか。

なかなか、内容がふんだんなので、これを1つ1つ見ていくのは大変なことではあるかと思えますけれども。

委員：進めていく上で具体的にきちっと、効果があるように進めていただければありがたいなと思います。

会長：そうですね。前向きなご意見ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

委員：全然違う角度からでもいいですか。

事務局：プランに反映させられるかどうかは別にして、よろしくお願いします。

委員：実は、僕のところへ、ちょっと読ませてもらいます。避難所で、ナプキンより水や食料が優先ではないのか、また、別のところでは同じ人が再びナプキンをもらいに来たらさっき渡しただけやないかと、その場所では、女性にナプキンを配ったら男もその分なんか配ってくれ男女平等な差別じゃないかと、男女平等だから女性のことを手当するのが必要だ、子どもが避難するときに初潮を迎えることもあると。

2022年ちょっと古いんですが内閣府の調査によると1,741自治体でその61.9%の防災危機管理部局に女性の担当者がゼロ。防災は男性が考えるべきこと、基本的に1人の男性がいることが多いと。こんなことが僕のところへあるところから来たんですけども。この関係は、防災対策課ということでもいいんですか。

事務局：そうですね。31ページの方にありますように防災対策の関係ですね。男女共同参画の推進ということが、短くですが書かせていただいております。防災の関係については、男女共同参画を考えていく上でも緊急のところがあります。ご意見もたくさんいただいておりますし、男女共同参画を進めていく上には重要なことだと思います。食糧の問題もありますが、生理用品の問題を放っておいていいという話にはならないと思いますので、当然必要になってくるものについては、防災対策課の方も準備をさせていただいておる次第です。

また、女性の意見がないと避難所の運営というのは無理ですので、協議会をつくる時には女性が入れてと、そういうことについても議論をさせていただいていると防災対策課からは聞いております。

委員：ある県会議員さんが、女性トイレにナプキンを置いて欲しい、トイレトーパーと同じように動いて欲しいっていうふうにXに書き込んだら非難の書き込みが2,000件以上きた、殺人予告まできたと。男性の僕が言うのは変な話なんですけど、もうちょっと理解があってもいいのかなっていうふうに思ったりしてます。以上です。

会長：ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

委員：私は初めて参加させていただきましたので、勉強させていただくつもりでおります。普段は農業をしております。本当に現場にしかおりません。

会長：農村女性アドバイザーとして、農業の角度から何かご意見などいかがでしょうか。農業の入口ってというか、現状とか、こういうのはどうなんですかみたいなことがあれば。

委員：私どもの分野においては、男女がとかそういうことではなくて、業界全体の存続とかそのぐらゐのもっと大きな課題がありますので、ちょっと一概には申し上げられないです。

会長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員：民生委員をしております。関係ないことかもしれませんが、昨日、包括支援センターと社会福祉協議会、民生委員が集まって福祉まるごと相談室をどういうふうを活用してくかを話し合いました。福祉まるごと相談室ができたことはいいことで、民生委員が相談しに行きやすいし、一般の人も福祉まるごと相談室ができたから行ってみようかなってという人も増えたのでいい面はあるんです。だけど、福祉まるごと相談室は中学校区でできているので、例えば、松ヶ崎町とか狛師町の人は鎌田中学校になります。それはちょっと遠いっていう話が出て、出張所みたいなのを作ってもらえるといいかなって。公民館があるので、1人でいいからそこに週に何回か来るとか、そういうのあったらいいかなって話になりました。

会長：そうですね。高齢者の方も多いかと思えますのでね。なかなか行きにくいですね。

委員：それと、子どもの見守りってというか、そういう点からもそういう人がおったら、子どもがちゃんと相談行こうかなあって。なかなか、友達とか親とかに言えないけど、あそこの公民館にいるおじちゃん、おばちゃんなら言えるっていうそういう窓口があったらいいかなと思います。

会長：そうですね、やはり今、子どもたちも、以前ちょっと事件ありましたけど、AIに尋ねるっていうこともありますね。

委員：チャットGPTとかに相談するよりは、ちょっとおばあちゃんに相談しようとかね。鎌田中学校のどこでは、結構子どもが集まってきてにぎわっています。男女共同参画からは離れているかもしれませんが。

会長：いえいえ、男女共同参画に繋がってく部分もあるかと思うので。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員：ファミリーサポートセンターが24年目を迎えるってということで、以前、サポートセンターへ登録するには1週間の講習を受けてってことだったと思うんですけど、今もそうですか。

事務局：すいません、直接担当課ではありませんので詳しいところまで分かりかねます。委託だと思うんですが、ファミリーサポートセンターはこども家庭センターの管轄になります。

委員：最初の頃1週間の講習を受けて、それからサポーターになるということだったんです。今もそういう組織でいるのか。それで、こういうことがずっと続いているということは、必要な方がたくさんあるのかなあと思って読ませてもらってたんですけど。学童保育とどう違うのか。ちょっとよくわからない部分があります。

委員：質問があったファミリーサポートセンターは、今もそうなんですけど、サポートを受ける人はたくさんいる。でも、実際にサポートする人が少ない。この質問をしたのは私なんですけど、結局、時給が700円っていうのがすごくネックになっている。例えば、学校へ子どもを迎えに行く、で迎えに行ったら自分の家で預かる、そこへお母さんが迎えに来る。学校へ迎えに行く、学校か

ら習い事へ送る、そういうサポートなんだそうです。実際に関わってた人が、親からの苦情も多くてやってられない、と言っていた。だから30人からなかなか増えない。そういうものが今も続いているっていうのを今日初めて知りました。

会長：ありがとうございます。

いろんな現状というか、日常生活に係わらない部分って知らないこと多いんですよね。でも、こういうことでいろんなお話を聞けて、ありがたいなと思います。

委員：ちょっとよろしいですか。その質問に対してダイレクトには答えられないんですけども、例えば松阪市で最近できたのは、よりそいサポーター、ひきこもりの方をいかにして外へ出てもらうかというサポートをする、よりそいサポーターという制度も3年になってるんですよ。例えば、それもそうだし、もう1つその前にあったのはウォーキングサポーターとかって、いずれもそういうものは、講習を受けた上で、基本的な内容をそこで教えていただいて、教えていただいた内容を実行できるようになってサポーターという形で市から名札もらってますね。ですので多分、中身はちょっと変わってるかもわかりませんが、続いているんじゃないかなと思いますね。そうじゃないとちょっとまずい。

もう1つ感じたのが、有料なんですね。お金をいただくということは非常に難しいことじゃないんですかね。お金をいただく責任も伴いますね。やっぱりその辺が、非常にそういう制度の設定の難しさじゃないでしょうか。

あと、福祉まるごと相談とか、そ・えーるとか、そういうことを、とりわけ市民の方が知っているか、それをいかして、知らしめるかっていう課題があると思います。多くの方に知っていただいて、遠いかもわからんけれども1回利用してみようかなあ、とか、先生をやろうかなとか、何かそう思うことが大事。私の1個人の意見です。

会長：ありがとうございます。

部長：よろしいですか。

会長：お願いします。

部長：ありがとうございます。

先ほどご意見を頂戴したように、いろんなお互いの意識の違いっていうのをうまくコントロールしていく必要もあるのかなって思うんです。また、利用料金についても、実際サポートしてくれる方々に申し込んでいただく必要があるんでいろんな施策も必要になってくる。そうすると利用者側にも負担を求めていかなきゃならないといういろんなその部分のバランスがあるんです。サポート事業はやはりニーズに応じて、市としてもいろいろ検討して、やって、是正しながらやっていかないけない。前はこんなのあったけど、今はまた形が変えて違うのが始まってくるといような流れなのかなというふうに思います。また皆さんのアイデアを頂戴したいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございます。

1つ思ったのが、先ほどの話でね、よりそいサポート、ファミリーサポーターも広報などで見たりして知ってるんだけど、広報誌に一覧で書いていただけると、これならうちが利用できる、したいなとか、そういうのがわかりやすくなるんじゃないかなと思います。意外と個々に書いてあるでしょう。そうすると、チョイスできないっていう部分もあるかと思うんで、できたらサポーター事

業で一覧にさせていただくとよりわかりやすい。ぜひぜひ、またよろしく願いいたします。

いろいろとご意見いただきました。他に何かご質問がございませんか。

それでは、本日の協議に基づきまして、改めて事務局の方で調整をお願いしたいと思います。

事務局:遅れてはいますが、令和 8 年度からの事業展開ということでさせていただいておりますので、今回いただいた意見をもとに答申の手続きをとらせていただいて、公表という形で進めさせていただければというふうに考えておりますが、よろしいでしょうか。

会長:委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長:ご承諾いただきまして、ありがとうございます。

それでは、次の議事、(2)審議会等への女性委員の登用状況につきまして、事務局からご説明よろしく願いいたします。

事務局:はい。それでは、資料 2 をご覧ください。

審議会等への女性委員を登用状況。令和 8 年 4 月 1 日現在の状況でございます。こちら現時点での数値となっております。登用率といたしまして、女性委員が占める割合は 31.8%。こちらは昨年度と比較し 1.0%下がっております。女性委員を含む審議会等の比率は 91.6%で、こちらも昨年度と比較し、4.1%下がったことになります。その下に、部局別の登用状況を示しておりますが、次のページ以降に、個々の審議会の名称や設置根拠、委員数等を挙げさせていただいておりますので、また後程ご覧いただければと思います。

市全体としまして、107 の審議会や協議会などがございまして、うち女性委員を含むのか含むものが 98。男性委員のみで構成されているものが 9 つあるということになって参ります。女性を含まない審議会の数に関しましては、増となっておりますことから、各関係部署には、任期交代のタイミングに合わせて、女性委員の登用を進めていただけるよう、今後も周知を行って参りたいと思います。

続きまして、登用率の実績値でございます。昨年度までは 33%前後で推移しておりましたが、今回少し下がり、32%弱となった状況でございます。

なお今回プラン改定にあたって、通常よりも早い時期に審議会を開催しております。今後、担当課から、4 月 1 日にさかのぼる形で、委員の報告があった場合数値が変更される可能性がございます。ご了承ください。以上でございます。

会長:ありがとうございます。

女性委員の登用状況等々ご説明をいただきました。それでは、ご意見、ご質問ありましたらよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

審議会等への女性委員の登用状況ということでございますけど、この男女共同参画審議会に関しては本当にバランスのいい名簿になっているかと。

副会長、いかがですか。

副会長:女性の登用ということで、かなり前から問題になって、今に至ってるわけですが、なかなかそれが思うようにいかないのはなぜなんだろうと思いながら、本当に私自身も今に至っているわけでありまして。たくさん、女性の進出している業種についてはあるわけですよ。女性職員が許容されるべきことは多々あるのだろうと思いながら資料を見せていただいているわけですが、

特に、防災とかでなかなか、女性の職員の人員が少なく、対応するのにどこの災害地に行っても非常に苦労してる、事実、実際問題そうなんです。そういうふうなことも含めると、行政の中でやっぱり、そういうことを頭の中に入れながら、この南海トラフも含め、準備しなきゃいけない部分が増えてくると思うんです。もうちょっと増やしていただいて、有機的に動けるような体制がとれるとよいなと思います。ぜひ、ここで言うていただくと、納得性が高いなと、お願いしたいなと思います。データ的に見て、少ないというのは事実、全体的にね。何とかバランスよく配置していただけるのが最高だと、そういうふうに願います。

会長：ありがとうございます。

そうですね、私も防災会議、国民保護協議会の方も委員をしていますが、これも本当に女性が少なくて、どうも見てると、何か役職、いろんなところの会長さんとかそういう方がほぼ男性なんで、どうしてもその人たちが会長さんの役職みたいな感じで出てきていただいていると思うんです。何でも審議会っていうと、どこそこのトップが出るっていうような、言ったらあて職ですよ。じゃなくって、やはりその審議会に必要とされるような人材を送り出していただけるとよりいいんじゃないかなと思うんです。

昔から市のそういう審議会とかって、何々の会のトップの人があて職の形で委員になって、だからトップになるとものすごくあて職が増えて忙しいとかっていう。だったらもっと振り分けて、ここだったらこの方がいいですよって、メンバーたくさんみえるかと思うんで、もうちょっと柔軟にいただけるといいな。市の方からそう話を持っていった方がいいかなっていうふうに思います。いかがでしょうか。

委員：私は代表ではなく、校長会の中で振り分けられてきています。

やっぱり子どもっていうのは、未来を作っていくこれからの子どもたちで、子どもたちの前で男女平等もしくは女性の方が多いという姿を見せていくことは、大事だなと思っています。今この資料の後ろの35番から後の、松阪市教育支援委員会以降の学校運営協議会なんかでも結構、これまでの女性のパーセンテージに比べて比較的高い数値があがっているんで、いろんな学校がそれぞれ、役員を選ぶ際には、女性の方を多くっていうふうにして取り上げてもらっているんだということがすごくわかります。やっぱり、子どもたちが小さなきから、お医者さんなり先生なりが女の人というのが自然な形で大きくなっていくと、だんだんこの難題、歳が上に行くと、男はこう女はこう、というような概念から、どんどんそれが下がって、男の人も女の人も平等という意識を植えられていくんじゃないかなと思って、私達の立場から頑張っていかなきゃなと思います。

会長：本当に、確かにおっしゃる通り。

他にいかがですか。

委員：私はここへあて職で来ているんです。住民自治協議会連合会の代表です。

その中でもやっぱり問題というか、例えば会長、副会長、あるいは理事の方はほとんど男性です。そのあたり抜本的な改革というか、考えないといけないと思います。市からいろいろ出てくださって依頼があるんです。そうすると男が大勢いますからね、いろんな場所へはやっぱり男が行くんです。一概にそれがいいとか悪いとかそれは言えませんが、もっとこう、あて職というのではなくて、バランス考えて適格な人を選ぶような、時間がかかりますけど、そんな方法は

とれないのかと、そういうふうに思います。

会長：自治会ではくじ引きだったりします。うちの団地は、奥さんが出てみえてくじを引く。名簿は旦那さんのご主人の名前なんです。普通の会議は、ご主人は忙しいので、奥さんが会長を務めてみえるみたいなどころもある。実際問題、表立ったとこへ出るのは勘弁してっていう女性の方も多いです。これも事実なんです。どっちかという、私イヤっていう方も多いので、一概に、女の方、女の方っていうのもちょっと難しい側面もあるかと思うんです。本当になかなか一概にこうっていうのが言えなくて難しい側面かなって思ったりします。

他にいかがですか。

委員：前の会議でもちょっと発言させてもらったんですが、小学校から中学校高校とかけてだんだん女性の自己肯定感が下がってくるんですよ。これはやっぱりかなり大きな問題なんだろうなあとというふうに感じています。

会長：ありがとうございます。

他にいかがですか。

委員：引き続きですね、登用率上げていただくために頑張っていたきたいなと思います。

令和8年4月1日が31.8%ということで、これまで取り組んでいただいているのにかかわらず、一番低い数字になってる要因っていうか、その辺は事務局としてどういうふうに考えられていますか。せっかく取り組んでいただいて、若干増えてるならいいけど、一番低いというのは気になるかなあと思うんですけど。ボリュームも違うんでなかなか難しいんでしょうけども。

事務局：昔あった審議会がなくなったとか、そういう関係も若干影響はしてるようです。

委員：そこは、女性が多かったけどもってことですかね。

事務局：そうですね。あと、審議会等の女性登用は、20年近く、要綱を作って話をし、各課にも降ろさせていただいてっていう次第なんですけど、20年努力をしているというところがありながらも、なかなか社会の状況も変わってない、今お話ししていただいた代表がっていう話が続いているところはどうしてもあるというところなんです。松阪市だけではなく、国も県も含めて、今現状ですと上昇傾向にないという、同じような数字が並んでしまっているというような状態が続いているので、このあたりについては、うちの方もしっかり言っていきたいなと考えているんですが、なかなか難しい現状が続いてしまってるなというふうなところなんです。

委員：頑張っているなと思っていますので、数字としてあがってくれば一番いいかなと思います。よろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございます。

他にいかがですか。公共職業安定所の方はいかがですか。

委員：国も女性登用を進めているんですが、やっぱり人が少ない。私も委員になっている協議会は多分10何個ぐらいあります。トップというのが何か規約にあるのかわからないですけど。女性を出してくださいっていうのであれば、女性の幹部もいるんで、トップじゃなくても、ナンバー2、ナンバー3がいるので言っていいただければ出せますが、基本的にあて職で来てるんで私が出ています。例えば、他のハローワークに女性の所長もいるので、松阪に女性の所長が来れば女性登用率があがってくる、たまたま所長が女性であれば女性登用率が上がるっていうような感じなのかなあと今思っています。

会長:されとて、あて職トップがと言って、女の人に変えて女の人ばかりでもそれはちょっとバランスが悪いんで、ちょっと悩ましいところではあるかと思うんですけどね。ありがとうございます。

他にいかがですか。

委員:なかなか上がらないというのは、私ら委員が思っても、事務局が思っても、個々の審議会とかその会の意識をもうちょっと高めてもらわないといけないのかなあとと思います。

会長:他にいかがですか。

委員:日本の世帯主制がちょっとまずいんでは、変えないといけないじゃないかと。世帯主というと男ばかりでしょ。女の人1人やったら、その方になりますけど。でも、その家中の実態は誰がしてるのかって言うたらね、奥さんのことが多いでしょ。なんかそういう固定概念、決め付けという、それもうちょっと皆さんが変わっていいよと。先ほど会長も言われましたけど、私どもの自治会は、女の人が運営してるのに男の人の名前ばかりなんです。会長、副会長、会計、書記の自治会の名簿を見たらね、実態は違うんですよ。もう少し実態も見ないといけない。ということも1つあるし、何て言いますか、世帯主の考え方のようなものを変えていかないと日本の社会っていうのは変わっていかないのではないかと思います。

会長:そうですね。

委員:小さい頃たくさん教育を受けてるんですよ。それがだんだん大きくなるにつれてね、教育の機会がなくなってしまって、いつぞや教育受けたことを忘れてしまうというのが日本の実態と違いますかね。教育のところばかりに背負わせるんじゃなくて大人を教育しないと、と思います。

会長:大事ですね。

他にいかがですか。

委員:お母さん、お嫁さん、妻とかそういう名前で来てたんですけど、突然夫がいなくなったら、私の名前で全部来る、税金も何もかも。あのとき、私が主になってやりたかったのにと思ったのは何だったんでしょう。こうなると、やっぱり責任が重過ぎる、家庭の。そして、お姑さんも置いてかれたので、面倒みながら生活してますけど、重いですね。世帯主が出合いも全部で出ないといけないし、自治会のことも全部でやらないかんし、とにかく多いです。お寺のことにしても、田舎です。

だけど、これを見せていただいている限り、いつも統計とってるのは市職とか県とかそういう、官庁関係の人の統計だと思うんですが、そうではないですか。

事務局:そうですね。審議会等の委員さんの女性登用率になりますので、審議会委員の中に、市職員、県職員の方も入っていますし、市民公募の方も入っていただいています。それをすべて合わせてということになります。

委員:市や県とか役所、公務員関係じゃないところの民間の統計を取ってもらわないと本当の意味の女性がどこまで進出してるかわからないと違うかな。これはもう社会の問題であり、各家庭の問題であり、いろいろ問題点はあると思うけど、だけど、いつもこれ見せてもらってると結局公務員とかそういう人たち。統計取って、女性が管理職になった、パーセントが上がった、という。女性の年齢が高くなったら管理職になるということは、家族の問題は、子どもはもう成長してい

くけど、今度は残されたその介護の問題とかそういうので、そういう役職には出られないという方もあるかと思うんですよ。だから、一概に、女性が多ければいい、男性が少ないからどうか、そういう問題じゃなくて、みんなが自分の家庭の問題、社会の問題について、もっと深刻に考えたら、多くても少なくても大した問題ではないのと違うかなと。ただ景色が変わる。

委員：名前の名目じゃなくして、実際にその形式に参画参画をしてるかどうか。意識。

部長：よろしいですか。たくさんご意見ありがとうございます。先ほどからご意見を聞かせていただくと、やはりトップの方で女性が少ないというところ、それは松阪市、松阪の組織の中で動いてもやっぱり同じなんですね。部長職でいいですと、今の部長職には、数名しかいないっていう、すごく少ないんですよ。まずはそこから考えていかなきゃならない。それから、やはり社会的に抜本的な問題だっていうところも、まさにその通りだと思うんです。また、その人材不足っていう中において、以前ですと、男性の職場、女性の職場っていうふうなところがありましたが、今本当に人が少なくなってきてしまってそれ自体がもう保てなくなってきている状態だと思うんです。ですので、社会的な構造であったりとか、家庭もそうです、そういった意識の変革の時期であるというところは間違いないのかなと思います。そういう意味で、このような場で、皆さんの思いをしっかりとおっしゃっていただくというのが非常に有意義なことだと今日出席させていただいて感じました。どうぞよろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございます。

他にご意見はありませんか

委員：ジェンダーシップ指数っていうのが去年の6月に発表されてますよね。日本は148カ国中118位で、ベトナム、韓国、中国よりも下。都道府県ジェンダーギャップ指数で三重県の経済分野においては最下位なんですね。行政は30位、政治は8位、教育の10位という報告も1年前に出ています。

会長：最下位っていうのはちょっと衝撃的ですね。

委員：大きな企業での方がジェンダーギャップは少ないと思うんですよ。中小企業になりますとどうしてもね、男が出やすいんで、その辺の県が持つ産業の産業構造といいますか、そこら辺がかなり影響してるんじゃないでしょうかね。

会長：そうですねオーナー企業も多いですからね、中小ではね。どうしてもこう、男子がっていう感じになっちゃいますよね。

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

委員：その組織の各構造の中の中身がどうなってるかっていうのが1つ。それが中身も外見も同じようになって来てくれたら、さらにいいということじゃないですかね。

会長：でもまあまあ、何十年続けてますけど、地道に地道に上ってるのかなっていうような。

委員：増加はものすごくしてるんじゃないですか。それは多様なところで感じますよね。

会長：もう本当に環境は変わってきてますので、すべてにおいて。なかなか難しい側面かなと思います。ありがとうございます。

それでは、こういう形でまた進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次に議事の(3)、令和7年度事業報告及び令和8年度事業計画について事務局からご説明よろしくお願いいたします。

事務局：今日お配りさせていただきました資料3、資料4の方についてご確認をお願いいたします。

こちらに書いてある男女共同参画の事業というのは、プランに関係するものではなく、人権・多様性社会課で行っております男女共同参画事業についてまとめさせていただいたものです。またプランについての検証については、別でさせていただければと思います。

昨年度につきましては、6月に男女共同参画の街頭啓発及び男女共同参画週間のパネル展示を行いました。6月は男女共同参画週間になっておりますのでさせていただいたところです。企業に対する男女共同参画の啓発ということで、商工の部局と連携しチラシの配布等を行いました。

男女共同参画の映画祭については、県内の各市町と連携をしながら、農業屋コミュニティ文化センターで、昨年は「お終活2」を上映しました。

11月にはパープルリボン運動とのことで、パネル展示による啓発活動を行いました。

昨年は、男女共同参画プランの関係で、審議会を2回開催させていただきました。

男女共同参画セミナーとして、松阪市ではさ・し・す・せセミナーという名前でセミナーをさせていただいているんですが、昨年度は本庁管内、嬉野管内、飯高管内で行いました。

男女共同参画関連講座については、アイロンのかけ方についての講座を産業振興センターで開催しました。

2月には男女共同参画フォーラムを農業屋コミュニティ文化センターで開催しました。昨年度はLGBTに関することを題材にさせていただきました。

男女共同参画情報誌ひまわりについて、市民のスタッフの方と一緒に作らせていただき発行いたしました。

また、啓発関係ということで人権擁護委員の関係ではあるんですが、サンサングループの方で、人形劇をしていただいたと聞いております。

続きまして、令和8年度の事業計画についてご説明をさせていただきます。

先ほどご説明させていただきましたように、今年度も男女共同参画週間について、街頭啓発、パネル展示を予定しております。現在、人権啓発強調月間で松阪市役所のロビーにパネル展示をさせていただいていますが、その一部を取りかえて、男女共同参画についての展示をさせていただく予定です。また、男女共同参画週間の初日に当たります23日には、松阪駅および中川駅の方で街頭啓発を行う予定をしております。

企業の方についてもまだ準備は整っておりませんが、商工部局と連携しチラシ等の配布について、準備を進めているところです。

男女共同参画の連携映画祭については、今年度も6月27日に農業屋コミュニティ文化センターで上映させていただきます。映画の整理券は、明日6月10日から市民の方にお配りをさせていただく予定です。

パープルリボン運動についても、引き続き進めさせていただきたいと思います。

審議会の方については、今回1回目になりますが、男女共同参画プランについての評価検証を含め3回、もしかすると2回になる可能性もありますが、開催していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

男女共同参画のさ・し・す・せセミナー、関連講座についてですが、昨年度同様の開催の準備を

させていただいているというところでございます。

男女共同参画松阪フォーラムにつきましては、今回、2月6日に農業コミュニティ文化センターを会場として押さえているというところなんです。内容につきましては、先週1回目の実行委員会を開催しましたがまだ決まっておりません。もしかすると会場等についても変更になる可能性もありますが、準備の方を進めさせていただいているというところなんです。

男女共同参画情報誌ひまわりについて、市民のスタッフ数名の方にお集まりいただいて、2月発行に向けて準備を始めさせていただいたというところなんです。

昨年度からご審議いただいております男女共同参画プランにつきましては、遅ればせながら、6月、もしかすると7月になる可能性もありますが、発行させていただきたいと思います。

また、昨年度同様、人権擁護委員の方で啓発活動もしていただいているということですので、こちらについても協力を進めさせていただきたいと思います。

以上、令和7年度、令和8年度案を説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

会長：ありがとうございます。

令和7年度事業報告及び令和8年度事業計画について事務局の方からご報告、ご説明がございました。この件に関しましてご意見、またご発言よろしくお願ひしたいと思います。

いかがでしょうか。

委員：フォーラムは、他市でやってるところは少ないですね。実行委員を募っての。

事務局：全部のところが進めているわけではないというのは聞いております。

委員：形は変えてますか。

事務局：そうですね。県もシンポジウムのような、別のものをしていたりとか、そういうふうなことを聞いております。参加者数自体が減りつつあるっていうのは他の市町も見ててもあります。難しい部分っていうのは出てきています。何かしら、フォーラムをなくしていった時、男女共同参画の啓発自体について厳しくなっていく、その辺りも踏まえながら考えていきたいです。何分、実行委員自体が集まりにくくなりつつあります。今後検討していく中で、実行委員についても続けていただける方自体がそろってこないと思う。そもそもの、予算規模とかの問題以外の部分でも考えていけないといけない部分も出てきますので、そのあたりは今ある方と、ご意見聞きながら今後のことは考えていきたいなと思っています。

委員：長く頑張ってもらってると思います。他の県、市なんかはだんだん低迷してきてるのに、松阪市フォーラムがずっと続いてるっていうことはいいこと。皆さんよく頑張ってもらってると思いますが、さ・し・す・せセミナーもずっと続いてますよね。長いですね。さしすせ、これ何の意味がわかってみえますか、皆さん。昔、婦人の家があった頃、プラザ鈴があった頃からずっと続いています。本当にもう昔話になってきてるんじゃないかなと思うぐらい、よく続いてますね。

事務局：そうですね。このセミナーの名前自体、私24年前、合併前にもこちらの課で仕事させてもらってたんですが、その前からありました。さわやか、しなやか、すこやか、せっきよく、でしたか。人数自体がなかなか集まりにくいので、以前から非常に難しくは考えているところなんです。ただ人数が少ないからといって、人を集めるために男女共同参画の中身がなくなってしまうと、また意味がないということもありますので、その辺りも含めてセミナーですので、しっかり中身のある形のものと、集まりやすいものと、いろいろ考えながらさせていただければと考えてお

ります。

委員：いつかの「コーヒーの入れ方」講座のときは、すぐに満員でしたよね。やっぱり皆さんが、聞きたいなとか、行きたいな、とかいうようなところには集まるっていうことですよね。

事務局：そうですね。昨年についても、こちらに書いてあります男女共同参画関連講座ということで、3月6日に「アイロンのかけ方」をさせていただきました。こちら参加者15人となっていますが、実技演習を伴う講座を開催させていただいたということもあって、アイロンの準備とか、またクリーニング協会の組合の方が来ていただきこの人数より多くはできないということもありましたので、この人数でさせていただきましたというところでございます。

会長：ありがとうございます。

皆さんいかがですか。男女共同参画の事業というのはこれだけあるわけですが、参加したことがあるとか、読んだことがあるとか、何かありませんか。

委員：アイロンのかけ方に参加しました。

会長：それは素晴らしい。

委員：自分でアイロンをかけいといけないので。

会長：男女比はどうでした。

委員：男2名か3名。1人は、知ってる人でした。

会長：そうなんですね。ありがとうございます。参加していただいて。

フォーラムとか、それからひまわりは広報の回覧でまわしていただいておりますが、読まれたことがありますか。

委員：初めてこんなにやってるってことを今日知りました。確かに広報で入ってるのは見たことあります。でも読まなかったですね。申し訳ない。

会長：他にいかがですか。

委員：さ・し・す・せセミナー、飯南でやった時に行ったことがあります。

会長：他にいかがですか。

委員：私は、この2月に発行されたひまわりに知り合いの親子が出てたので、隅から隅まで読みました。

会長：いかがでしたか。

委員：よく公表したなって。この方、委員になってくれたらいいのになって思いました。

委員：記事ね、取材するのは大変なんですよ。私も何年かさせてもらったことあるんですけどね。

会長：なかなかひまわりも運営が大変のようで。

委員：農村女性アドバイザーの活動をひまわりのスタッフに紹介してあげたらいいなと思います。アドバイザーの日々やってる活動について。

会長：農村女性アドバイザーという名称をいただいているんですね。資格が必要ですか。

委員：これはですね、知事の方から任命されます。農業をやっていて、女性で、かつその経営に関わっている人っていう縛りの中から認定されます。うちは会社にしておりまして、取締役です。で、経営に関わっている部分で県の方から認定されました。新規に就農される農業に就かれる方で女性の方だとか、外部から転入されてきて、かつ農業される方、かつ女性っていうと、どうしても男性のコミュニティですので農業というのは、その中で孤立してしまったりする方にちょっ

と声をかけに行ったりとか、そういう役割でございます。

会長：自給自足で農業大事だと思います。

委員：農業は存続の危機と思います。現状維持をしていくだけでぎりぎりか、それ以下のような状況です、どこもかも。気候変動だとか、昨今の原油の問題だとか、農業の業界だけではないですが、環境が厳しくなっていると思います。

会長：テレビで見てるといいところしか映してないので、なんかすごいなあっていう感じがしますけど。本当にね、手離せないからね、相手生き物だからね。日々、芽出してくるから取らなきゃいけないし。

委員：ここへ来るまでは草刈をしてから来ました。

会長：大変な中をお越しいただいてありがとうございます。

なかなか、本当にそういうこともね、やっぱりみんなで関心を持って、応援していかないといけないんじゃないですかね。

委員：聞かせて欲しいですね。

委員：すでに経験してる人の話はね、とても聞きたいですね。

会長：やっぱりこういう方の声を、もっとこう講演っていうか、していただけるといいですね。さ・し・す・せセミナーとか。

委員：フォーラムの中の活動事例というような形でできますよ。

会長：ありがとうございます。

副会長、どうですか今までのお話を伺いながら。

副会長：はっきりわかってるのが、人口が減っている、子どもの数が減っている。松阪もご多分に漏れず減っている。子ども産む産院が2ヶ所しかない。それで足りるという状況だということは、前はどうかだったんだろう、非常に子どもの泣き声がうやうや聞こえてて。そういう社会の中で、これは市役所もそうですよね、審議会に出る人数が絞られてくるんで。みんなそれぞれが中で調整しながらやられてる。女性の登用が少なくなる。人口が減ってる中でさらに絞って絞って今に至ってるわけで。そういうふうなことを考えたときに、やっぱり力、町のパワー、それは小さい子どもたち、それから子どもたち、それから学生、そういう人たちが松阪に留まらないといけない、外へ出ちゃうとますますこのまま減っていくわけで、そこら辺をもちろん市は考えてるんだろうけど、みんながどうしようっていうふうに考える場っていうのはあっていいかなというふうに思います。フォーラムもそうですよね。フォーラムは僕もあまり参加してないのでいろいろフォーラムの話もできないんですけども、もっと行けばよかったとか、あのときこういう話をしてた、映画があったな、とかいうのを思い出してそういうふうなことを考えました。話が長くなりますけれども、やっぱりこの町を、何とかしないといけない、それは若い子を留ませる。先日、僕の所属するクラブでイベントをやったんです。そのイベントの中の1つで、7つの高校生が集まって、いろんな話し合いをして、いろんな企画を我々に提案してくれて、それをクラギホールで披露してくれた。ロボットをやっている工学部、それからスポーツをやっているダンスとかねいろいろあるんすよね。彼らの彼ら彼女らのパワーを披露してくれるんすよね。あれ見てたら、すごいなと、みんなが集まってこうやればできるじゃないのというようなことをね、非常に考えました。特にこれから重要なのはジェンダーの問題ですよね。性の多様性っていうのはあるわけで。なかなか、

女性のトイレ1つについてもいろいろ難しい部分って、細かく見ていくとあるわけですね。そういうのも応えられるようなトイレをつくとかね、いろいろ考えられることはある。女性の登用も含めまして、いろいろ触覚を伸ばして、情報は得るだけ得ていきたいなというふうに思います。

会長：ありがとうございました。

最後に、3.その他ですけど事務局何かありますか。

事務局：ございません。

会長：それでは以上をもちまして、第1回松阪市男女共同参画審議会を終了させていただきます。

皆様、長時間にわたりお疲れ様でした。ありがとうございます。

事務局にお返しします。

事務局：改めまして、ご進行いただきました久保会長並びに委員の皆様、長時間にわたりご協議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして終了させていただきます。

お気をつけてお帰りください。